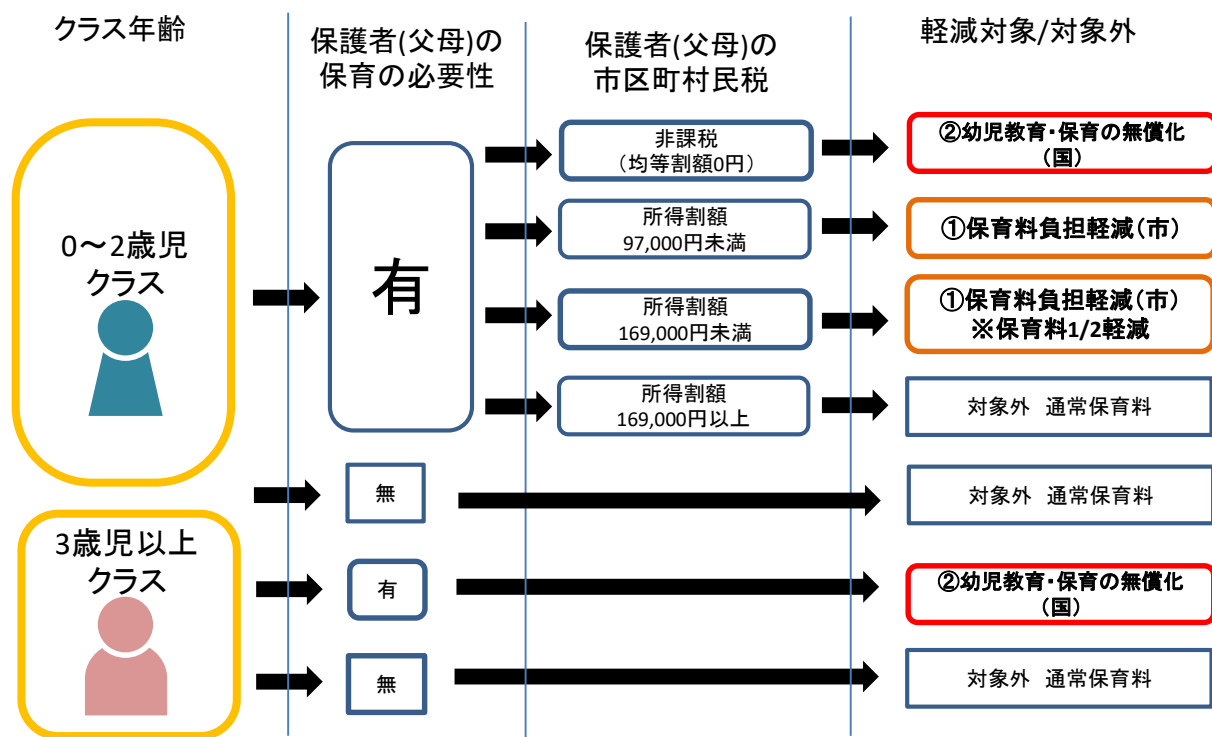


届出保育施設の保育料軽減について

令和3年9月より、0～2歳児クラスのご家庭が保育の必要性があり、市区町村民税所得割額が16万9千円未満の場合、保育料が軽減されます。※非課税世帯や3歳児以上クラスの場合は、②幼児教育・保育の無償化(国)に該当し、手続きが異なります。施設等利用給付認定申請をご参照ください。



●市区町村民税の確認について

令和7年4月～8月は令和6年度の市区町村民税、9月からは令和7年度の市区町村民税で、軽減対象を判断します。

右図は例年6月に市より送付される市民税等に関する通知になります(※1月1日に鶴岡市以外にお住まいの場合は、住所があった自治体から送付)。

通知の市民税「所得割額⑥」の父母の合計額で確認します。課税証明書等でも確認できます。ただし、「税額控除額⑤」が加算される場合があります。下記注意を参照ください。

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)			
所得控除額①	主たる所得	税額控除額⑤	8月分
税額控除額②	山形県民税	所得割額⑥	7月分
均等割額③	均等割額⑦	均等割額⑦	8月分
均等割額④	均等割額⑦	均等割額⑦	9月分
均等割額④	均等割額⑦	均等割額⑦	10月分
均等割額④	均等割額⑦	均等割額⑦	11月分
均等割額④	均等割額⑦	均等割額⑦	12月分
均等割額④	均等割額⑦	均等割額⑦	1月分
均等割額④	均等割額⑦	均等割額⑦	2月分
均等割額④	均等割額⑦	均等割額⑦	3月分
均等割額④	均等割額⑦	均等割額⑦	4月分

※注意 年少扶養控除や特定扶養控除の上乗せ分、住宅借入金当特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、電子申請控除等の税額控除などは条件対象外となりますので、控除前の税額で判定します。所得割額⑥はこれらの控除後の額となるため、ご注意ください。

●保育の必要性について ※保育の必要性の確認資料などの詳細は、各認定申請書をご覧ください。

保護者(父母)それぞれ「就労」「就学」「求職」「疾病・障害」「出産」「介護」のいずれかの事由に該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

保護者の状況に応じて認定の有効期間が定められており、有効期限がきれてしまうと、軽減の対象外となりますので、更新を希望する場合は、必ず期限内に手続きが必要です。

また、有効期限内で、保護者の状況等に変更があった場合(離職、離婚等)、手続きが必要となります。変更があった場合は速やかに、「認定変更申請書」に該当する資料を添付して、利用施設に提出します。なお、保護者の状況が変更となると、認定の有効期限も変更となる場合があります。

軽減事業の手続きや国の幼児教育・保育の無償化との違いなど、詳しくは、裏面をご覧ください。

【お問合せ】 鶴岡市健康福祉部子育て推進課 8:30～17:15 ※月～金曜日(祝日除く)

☎(直通)0235-35-1291

新たな保育料負担軽減と国の幼児教育・保育の無償化の手続き（認定）は異なりますので、ご注意ください。

①届出保育施設等利用認定による保育料軽減(鶴岡市事業)

- 「届出保育施設等利用認定」の申請を行い、認定を受けると、保育料は月額42,000円を上限に軽減となります。※市区町村民税所得割額が97,000円以上169,000円未満の場合は保育料の1/2軽減

「届出保育施設等利用認定」の申請について

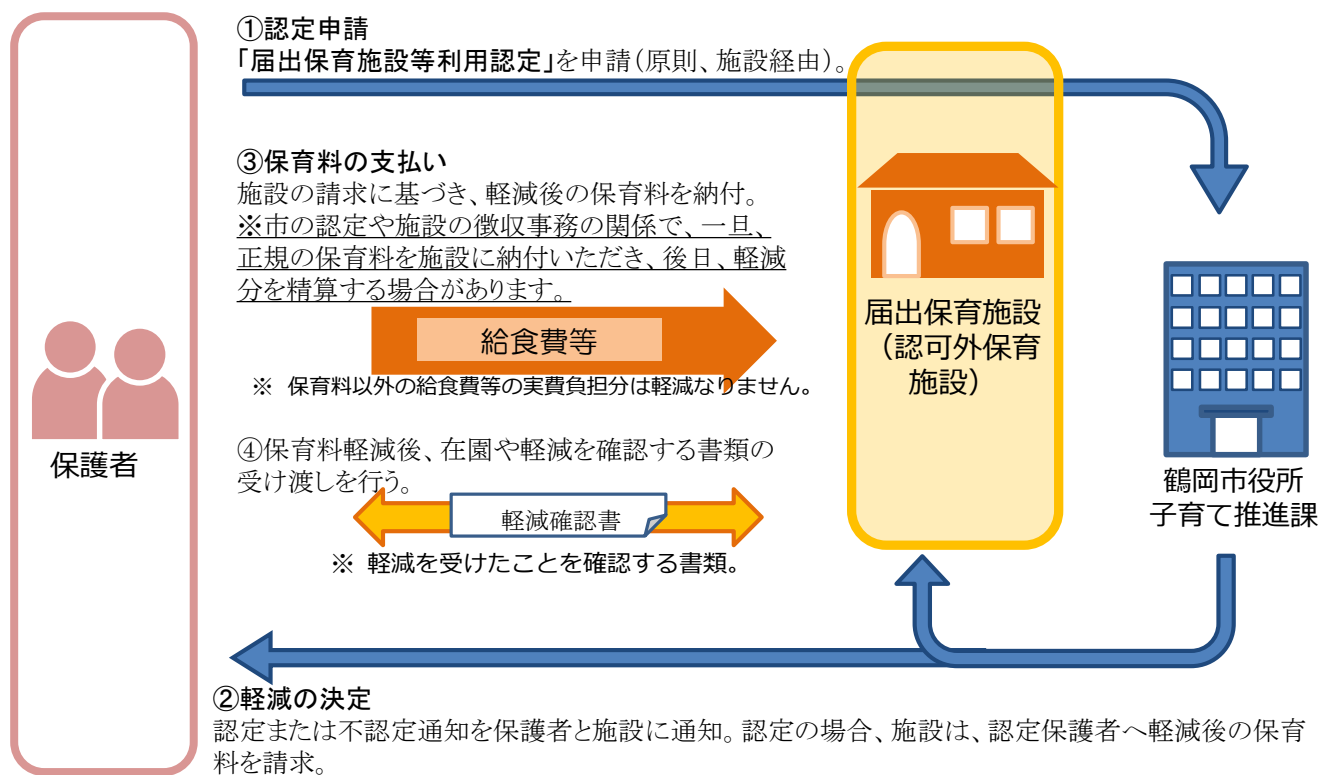
申請書を利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出（申請）物

1 届出保育施設等利用認定申請書

※保護者が令和6年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

2 保育の必要性を確認するための添付書類（届出保育施設等利用認定申請書参照）



②幼児教育・保育の無償化（国事業）

所得割だけでなく、均等割も課税にならない非課税世帯、または、3歳児クラスは国の無償化に該当します。鶴岡市に「子育てのための施設等利用給付認定」の申請を行い、認定を受けると軽減を受けることができます。

申請書を利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出（申請）物

①子育てのための施設等利用給付認定申請書

※保護者が令和6年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

②保育の必要性を確認するための添付書類

認定申請については、鶴岡市子育て推進課へお問い合わせください。